

特集 ニーズのある子ども達の未来を考える—支援のあり方を巡って—

家庭での養育を奪われた児童への代替養育

—施設養育から家庭養育への転換—

中 安 恆 太

1. はじめに

厚生労働省によると平成 30 (2018) 年度における児童相談所が対応した虐待相談は 150,000 件を超え、この数は 10 年前と比較し約 4 倍となっている (厚生労働省, 2019b)。そして、虐待等を理由として児童相談所が保護者等との分離が必要と判断すると、児童養護施設等での代替養育が開始される。

虐待等を理由に不適切な養育を受けてきた児童は、特定の大人との愛着形成が不十分な傾向にある。しかし、施設での生活は、職員の交替勤務体制が主流であるため、養育者が日々交替する。また退職や異動が生じるため、特定の大人による継続した支援が困難である。そのため児童の健全な発達に影響を及ぼす可能性がある。

この状態を改善すべく 2016 (平成 28) 年の児童福祉法改正にて、家庭での養育が困難な児童は「家庭における養育環境と同様の養育環境において継続的に養育するよう (中略) 必要な措置を講じなければならない (第 3 条の 2)」と示された。「家庭における養育環境と同様の養育環境」(以下、家庭養育¹⁾) とは、里親・ファミリーホーム²⁾等を指している。家庭養育では、養育者と 24 時間・365 日生活を共にすることで、一貫した養育が可能になる。そのため、特定の大人との信頼関係を築きやすい環境が用意される。そして、2017 (平成 29) 年に厚生労働省から示された「新しい社会的養育ビジョン」では、特に乳幼児は今後施設への措置を原則禁止する旨が示され、家庭養育への委託が進むこととなった。

以上のことから本論では、家庭での養育が困難な児童の代替養育が、施設養育から家庭養育への転換が図られている日本において、なぜ施設養育から家庭養育への転換を図る必要があるのかという問題を整理し、家庭養育の推進のための近年の施策及び課題を述べる。

2. 本論における定義等

代替養育の定義については、「新しい社会的養育ビジョン」で示された定義を用いる。具体的には、保護者から不適切な養育を受け、公的に保護・養育することを社会的養護というが、社会的養護の中には、母子生活支援施設で母親と共に児童が生活することで、保護者と分離していない場合もある。そのため、社会的養護には、保護者と分離している場合と分離していない場合の両者が含まれる。ここでは、分離している児童について述べることにし、その

表1 主な代替養育の場

	施設名	目的	数	児童数
施設養育	乳児院	乳児（必要のある場合は幼児を含む）を入院させて、これを養育し、あわせて退院した者について相談その他の援助を行う	140	2,706
	児童養護施設	保護者のない児童（必要時は乳児を含む）、虐待されている児童その他環境上養護を要する児童を入所させて、これを養護し、あわせて退所した者に対する相談その他の自立のための援助を行う	605	25,282
	児童自立支援施設	不良行為をなす又はおそれのある児童及び家庭環境上等の理由により生活指導等を要する児童を入所させ、又は保護者の下から通わせて、個々の児童の状況に応じて必要な指導を行い、その自立を支援し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行う	58	1,309
家庭養育	里親	保護者のいない児童、あるいは、保護者に監護させることが不相当であると認められる児童の養育（里親は「養育里親」「専門里親」「養子縁組里親」「親族里親」の4区分に分けられる）	4,245 世帯	5,424
	ファミリーホーム	保護者のない児童又は保護者に監護させることが不相当であると認められる児童の養育に関し相当の経験を有する者等の住居において養育を行う事業	347	1,434

出典：厚生労働省，2019a，「社会的養育の推進に向けて（平成31年4月）」p.2を一部改訂

児童が新たに養育を受ける環境を代替養育という。

また、代替養育は大別すると施設養育と家庭養育に分けられる（表1）。施設養育は乳児院・児童養護施設・児童自立支援施設等のことであるが、本論では施設数・委託数とも最も多い児童養護施設を中心に述べる。また、家庭養育について本論では、戸籍上の親子関係を結ぶ養子縁組（特別養子縁組含む）には触れず、児童福祉法での規定（原則18歳）が範囲となる里親・ファミリーホームを中心に述べる。

3. 代替養育が必要な児童の背景

代替養育が必要な児童の背景は、日本社会の状況と密接に関連している。児童福祉法が成立した1947(昭和22)年当初の戦後混乱期は、戦争孤児の収容保護が主目的であった。その後、高度経済成長期以降を経て、都市部への人口集中、核家族化、ひとり親家庭の増加、地域のつながりの希薄化、児童の貧困問題等の社会問題が生じた。表2は厚生労働省が実施した「児童養護施設入所児童等調査の結果」のうち、措置児童の養護問題発生理由を年度別に表したものである（厚生労働省，2019a）。

この表から、措置理由としては、父母の死亡や行方不明は減少しているが、父または母の

表2 児童の措置理由の内訳（養護問題発生理由）

単位：人数 [] 内は%

	昭和58年	平成4年	平成15年	平成25年
(父・母・父母の)死亡	3,070 [9.6]	1,246 [4.7]	912 [3.0]	663 [2.2]
(父・母・父母の)行方不明	9,100 [28.4]	4,942 [18.5]	3,333 [11.0]	1,279 [4.3]
父母の離婚	6,720 [21.0]	3,475 [13.0]	1,983 [6.5]	872 [2.9]
父母の不和	630 [2.0]	429 [1.6]	262 [0.9]	233 [0.8]
(父・母の)拘禁	1,220 [3.8]	1,083 [4.1]	1,451 [4.8]	1,456 [4.9]
(父・母の)入院	4,090 [12.8]	3,019 [11.3]	2,128 [7.0]	1,304 [4.3]
(父・母の)就労	220 [0.7]	2,968 [11.1]	3,537 [11.6]	1,730 [5.8]
(父・母の)精神疾患等	1,760 [5.5]	1,495 [5.6]	2,479 [8.2]	3,697 [12.3]
虐待(放任・怠惰、虐待・酷使、棄児、養育拒否)	2,890 [9.0]	4,268 [16.0]	8,340 [27.4]	11,377 [37.9]
破産等の経済的理由		939 [3.5]	2,452 [8.1]	1,762 [5.9]
児童問題による監護困難		1,662 [6.2]	1,139 [3.7]	1,130 [3.8]
その他・不詳	2,340 [7.3]	1,199 [4.5]	2,400 [7.9]	4,476 [14.9]
総数	32,040[100.0]	26,725[100.0]	30,416[100.0]	29,979[100.0]

出典：厚生労働省，2019a，p.6を修正

精神疾患やネグレクト等の理由による虐待が増加傾向にあることが分かる。そして、親子分離の背景要因には、経済的困窮、ひとり親世帯、精神疾患等がある（福井，2017）。さらに、軽度の知的障害や発達障害等、何かしらの障害を持つ児童が増加傾向にあり、児童養護施設に入所している児童のうち約30%の児童は何かしらの障害を抱えていることも「児童養護施設入所児童等調査の結果」から明らかになっている（厚生労働省，2015）。そのため、個々のニーズに応えるためには、全てのケースを養育者のみで進めていくことは困難であり、必要に応じて心理職や医療職等の専門職との連携を取りながら養育を行う必要がある。

4. 集団養育を中心とした児童への影響（2011年「社会的養護の課題と将来像」以前の状況を中心に）

特定の養育者との信頼関係構築は脳の発達に影響を与えることが指摘されていたため、虐待等による不適切な養育を受けてきた児童の代替養育においても、養育者との信頼関係構築が求められる。遠藤は、「発達早期における養育者等との安定したアタッチメント³⁾は、子どもの心身発達全般に深く関わるものと言い得る」と述べ、養育者との関係性が自分や他者との信頼関係構築や、自律性の発達、他者の共感性や心の理解能力の発達に影響が与えられると指摘している。そして、「(不適切な養育を行っていた)前環境にいた養育者とは、全く違う原理で持続的にふるまう時、言い換えれば、それこそ『安全な避難所』および『安心の基地』

として、できる限り揺るぎなく子どもに向き合い続ける時、子どものアタッチメントは徐々にではあっても確実に好転していくはずである」と述べている（遠藤，2018）。また、医師の友田は「（不適切な養育による）脳の傷は決して治らない傷ばかりではない。環境や体験、ものの見方や考え方が変わることで脳も変化する。子どもの脳は発達途上であり、可塑性という柔らかさを持っている。早いうちに手を打てば回復するであろう」（友田，2017）と述べている。これらからも、代替養育においては、個々のニーズに合わせて回復に向けた支援を行うことが重要であることが分かる。

しかし、児童養護施設では、1 養育単位当たり定員数が 20 人以上である大舎制施設を中心にした集団養育を行ってきた経緯があり、大舎制施設は 2008（平成 20）年では 75.8%であった。児童養護施設を中心に施設の構造は大舎制・中舎制・小舎制、グループホーム 4 に分けられるが大舎制はフロア別に男女に分かれて生活している場合が多い⁴⁾。居室は、高年齢児は個室の場合もあるが、原則は相部屋である（図 1-1、図 1-2）。また、大舎制での生活は、厨房で一括調理したものを食堂で食べ、入浴も男女別々ではあるが浴場を共同で使用するようになる。このような集団生活においては、起床時間や就寝時間を始めとして、日課を中心とした管理的な指導になりやすい環境となる。そのため児童ひとり一人にあった個別的な支援を実践することが困難となる。

また、大舎制以外の構造であっても、職員は仕事として児童の支援にあたることになる。交替勤務が主流であり、職員の異動や退職に伴うことにより、特定の養育者との信頼関係を構築することが難しくなる。そのため、「『施設では健全な子どもの育成は無理である』などといった主張が今日でも生き続けている」（飯浜，2005）という指摘がされている。欧米主

個室	廊下	4 人部屋
個室		
2 人部屋		
2 人部屋		
宿直室		4 人部屋
共同空間 (テレビがある)		4 人部屋
男子トイレ		4 人部屋
洗面所		
男子浴場		

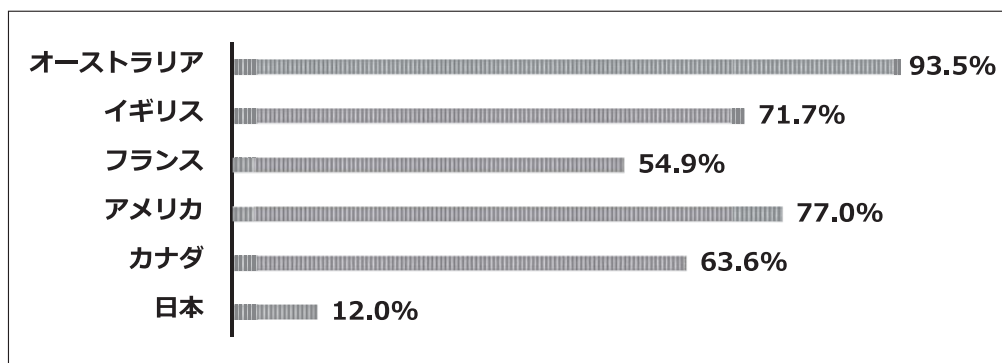
図 1-1 大舎制の見取図（例）筆者作成



図 1-2 児童養護施設における居室写真

出典：HUMAN RIGHTS WATCH 報告書（2014）「夢が持てない」

表3 里親家庭委託率の国際比較（2010年前後）



※主任研究者：開原久代「家庭外ケア児童数及び里親委託率等の国際比較研究」平成23年度厚生労働科学研究費補助金（政策科学総合研究事業）分担研究報告書 p.20 を一部改訂

※日本の里親等委託率は2010年度末

※家庭養育の概念は諸外国により異なるが主に里親のことをいう

要国等においては施設養育から家庭養育への転換が図られたが、日本では里親委託への進展が見られることはなかった（表3）。この背景について山縣は「伝統的なイエ意識や経済成長重視の政策のなかで、政策的には重視されず、入所施設中心のケアが進められてきた」（山縣，2007）と家庭養育が制度的にも進展してこなかった理由を述べている。

5. 日本における新たな代替養育の施策

以上のような日本の状況において、国際連合の児童の権利に関する委員会から、「親の養護のない児童を対象とする家族基盤型の代替的児童養護についての政策の不足」等代替養育に関する指摘がされ、2009（平成21）年に国連で採択された「子どもの代替養育に関するガイドライン」を考慮するように日本政府に勧告が出された（外務省，2010）。「子どもの代替養育に関するガイドライン」では、「特に3歳未満の児童の代替的養護は家庭を基本とした環境で提供されるべきである（パラグラフ22）」「大規模な施設養護が残存する現状において、かかる施設の進歩的な廃止を視野に入れた、明確な目標及び目的を持つ全体的な脱施設化方針に照らした上で、代替策は発展すべきである（パラグラフ23）」（厚生労働省，2009）と代替養育についての指針が記されている。

勧告を受けて厚生労働省は2011（平成23）年に「社会的養護の課題と将来像」を發した。その基本的な考えとして「社会的養護の施策は、かつては、親が無い、親に育てられない子どもへの施策であったが、虐待を受けて心に傷をもつ子ども、何らかの障害のある子ども、DV被害の母子などへの支援を行う施策へと役割が変化し、その役割・機能の変化に、ハード・ソフトの変革が遅れている」と社会的養護が必要な児童の背景の変化等について述べ、養育はできる限り家庭的な養育環境の中で、特定の大人との継続的で安定した愛着関係の下で行

われる必要があることから、今後 10 数年をかけて「里親及びファミリーホーム」「グループホーム」「本体施設」が概ね 3 分の 1 ずつの割合となるように進めることと示された。その結果、里親・ファミリーホームへの委託率は 2010（平成 22）年度で 12.0%であったものが、2013（平成 25）年度では 15.6%まで上昇した（厚生労働省，2019a）。しかし、「社会的養護の課題と将来像」については、「乳幼児の家庭養育原則や持続性の発想に基づいた記載は一部あるものの、推奨のレベルでしかない」（藤林，2018）と指摘されるように、家庭養育を推進する上では不十分な内容も出てきた。

その後、2015（平成 27）年に家庭養育推進を含めた児童福祉法等の抜本的な改正に向け「新たな子ども家庭福祉のあり方に関する専門委員会」が立ち上げられた。委員会の開会に当たって、塩崎厚生労働大臣（当時）は、「特別養子縁組や里親委託など、愛着形成重視を含む家庭的養護の一層の充実も重要な検討課題」と述べている。翌年に出された委員会の報告書には、「就学前の子どもの代替的養育の原則」として、「就学前はもとより子どもの代替的養育は、アタッチメント形成や発達保障の観点から、原則として家庭養育とし、児童福祉法にその旨を明確にすべきである」等の提言が示された。

この提言を受けて、翌 2016（平成 28）年 6 月の児童福祉法改正では、家庭養育の推進の理念が新たに規定された（第 3 条の 2）（表 4）。家庭養育を推進するための国及び地方公共団体の責務として、保護者の支援を行うことを優先するが、困難な時は養子縁組・里親・ファミリーホームへの委託を行い（家庭と同様の養育環境）、それが適当でない場合はグループホームへの措置（良好な家庭的環境）を行うことが示され（図 2）、特に乳幼児については、「愛着関係の基盤を作る時期であり、児童が安心できる、温かく安定した家庭で養育されることが重要であることから、養子縁組や里親・ファミリーホームへの委託を原則とする」と児童福祉法改正通知文書（「児童福祉法等の一部を改正する法律の公布について（通知）」）の中で示された。

そして、法改正の内容を具体化するために、厚生労働大臣の下「新たな社会的養育の在り方に関する検討会」が 2016（平成 28）年 7 月設置され、翌年に「新しい社会的養育ビジョン」が取りまとめられた。ビジョンの中では、特に就学前の児童の施設への措置を原則禁止として、里親委託については「愛着形成に最も重要な時期である 3 歳未満については概ね 5 年以内に、それ以外の就学前の子どもについては概ね 7 年以内に里親委託率 75%以上を実現し、

表 4 児童福祉法改正（平成 28 年 6 月） 第 3 条の 2

国及び地方公共団体は、児童が家庭において心身ともに健やかに養育されるよう、児童の保護者を支援しなければならない。ただし、児童及びその保護者の心身の状況、これらの者の置かれている環境その他の状況を勘案し、児童を家庭において養育することが困難であり又は適当でない場合にあつては児童が家庭における養育環境と同様の養育環境において継続的に養育されるよう、児童を家庭及び当該養育環境において養育することが適当でない場合にあつては児童ができる限り良好な家庭的環境において養育されるよう、必要な措置を講じなければならない。

出典：厚生労働省 児童虐待に関する法令・指針等一覧 児童福祉法等の一部を改正する法律（平成 28 年法律第 63 号）「児童福祉法等の一部を改正する法律新旧対照条文」<https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11900000-Koyoukintoujidoukateikyoku/h28shinkyu.pdf>（2019 年 12 月 24 日閲覧）

【法改正による対応】

国・地方公共団体（都道府県・市町村）の責務として家庭と同様の環境における養育の推進等を明記。

- ①まずは、児童が家庭において健やかに養育されるよう、保護者を支援。
- ②家庭における養育が適当でない場合、児童が「家庭における養育環境と同様の養育環境」において継続的に養育されるよう、必要な措置。
- ③②の措置が適当でない場合、児童ができる限り良好な家庭的環境で養育されるよう、必要な措置。

※特に就学前の児童については、②の措置を原則とすること等を通知において明確化。

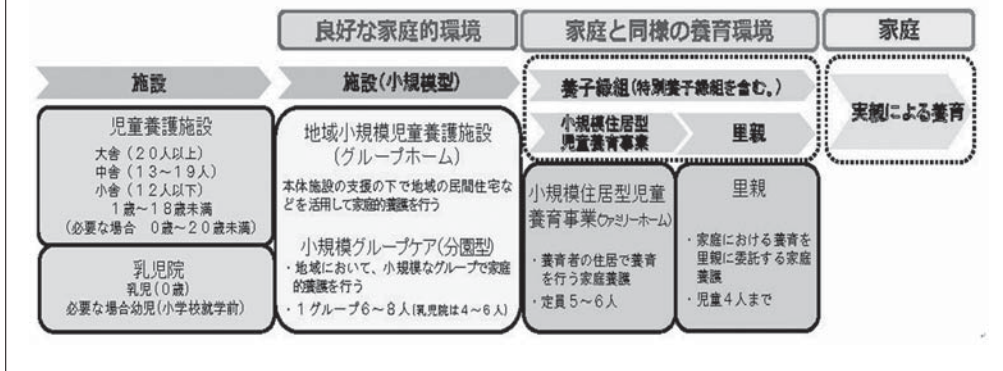


図2 家庭と同様の環境における養育の推進

出典：厚生労働省, 2019, p.13 を一部改訂

学童期以降は概ね10年以内を目途に里親委託率50%以上を実現」、特別養子縁組については「概ね5年以内に、現状の約2倍である年間1,000人以上の特別養子縁組成立を目指し、その後も増加を図る」と具体的な数値が示された。そして、虐待等を理由に心理等の専門職を絡めた支援が必要な子どもは、施設等において、高度専門的な手厚いケアの集中的提供を前提に、小規模・地域分散化された養育環境での養育を受けることが示され、その滞在期間は、原則として乳幼児は数か月以内、学童期以降は1年以内とし、特別なケアが必要な学童期以降の子どもであっても3年以内を原則とする旨が示された。

このように日本国内においては、2011(平成23)年の「社会的養護の課題と将来像」、2016(平成28)年の児童福祉法の改正、そして、児童福祉法の理念の具体化を図った2017(平成29)年「新しい社会的養育ビジョン」で示し、家庭養育の推進に向けて大きく舵を切っていくこととなった。

6. 家庭養育推進に向けての課題と支援体制

里親・ファミリーホームへの委託率は、「社会的養護の課題と将来像」が出される前年の2010(平成22)年末の10.0%から、2017(平成29)年末では19.7%程まで上昇している(厚

生労働省, 2019a)。今後も里親・ファミリーホームへの委託率は上昇することが予測される。家庭養育は施設と比較すると閉鎖的な空間となる。そして、施設と異なり心理職等の専門職や養育に関する相談を行うスーパーバイザーが日常的に存在しない。そのため、児童相談所を中心とした支援体制の構築が必要となる。しかし、児童相談所の業務多忙により里親家庭への理解が難しくなっていること（宮島, 2017）や、里親委託後の養育は里親に任せきりの傾向が強いと指摘されていることから（増沢, 2014）、地域差はあるだろうが支援が十分でないことが明らかになっている。

そして、里親を対象とした全国アンケートでは、委託して最も大変だった時期に心身上の問題を抱えた里親が28.8%であり3~4名で1名の割合であった。症状として「体調不良(46.0%)」「睡眠障害(28.2%)」「不安症状(25.4%)」が主な回答であった。そして、そのうち服薬をした里親が31.6%となっていた（全国里親委託等推進委員会, 2016）。このように里親が心身ともに疲弊した状態が目立つと、措置変更を余儀なくされるケースも発生する。上述したように、虐待等による代替養育が必要な児童の背景は複雑化してきており、単に里親の愛情に任せるだけでは困難な実態が生じている。そのため、里親への支援は勿論、里親委託へのマッチングも重要な課題である。黒川は、里親が進展している諸外国においては「フォスタードリフト⁵⁾の多さと、生活場所や支援者が頻繁に変わることでの子どもの不安感の強さ、信頼関係を築く上での困難さがどの国でも共通した課題となっている」と述べ、「ただ数字だけの目標を掲げ里親を増やしていくことは、諸外国が抱える課題を踏襲していくことにつながってしまう」（黒川, 2018）と指摘している。

現在、乳児院や児童養護施設において、里親家庭の訪問等による支援や里親が委託児童の一時預け等を行い、休息を得るためのレスパイトケア⁶⁾等を調整する里親支援専門相談員の配置が2012（平成24）年から進んでおり、施設を拠点とした地域の里親支援の充実が図られている。また、都道府県（政令指定都市及び児童相談所設置市）が実施主体となり、里親等への支援等を行う里親支援事業が実施され、都道府県等から委託された施設やNPO法人等も里親支援事業を行うことができる。このように、児童相談所の他に地域にある施設や機関が里親等の相談・支援に専門的にあたることにより、身近な相談窓口として機能する体制が整備されている。ただ、乳児院と比較して施設から里親へ移行する児童が少ない児童養護施設の里親支援専門相談員の役割が不明確という調査結果があり、今後は長期養育を担う里親への支援等、児童養護施設の強みを活かした里親支援等の施設ごとの役割についての検証が示唆されている（伊藤, 2017）。

7. おわりに

筆者はかつて児童養護施設に従事していた経験がある。勿論、自分のプライベートとは切り離れた仕事としての養育であったが、「生活はなるべく家庭に近づけるようにしましょう」「個別적인関わりを大切にしよう」という思いで、可能な限り日課に縛られないよう生活に柔軟性を持たせたり、児童との買い物の機会を設けたりしていた。現在、里親家庭（親族が里親

登録)にて里子と日常的に生活をしているが、委託児童が「〇〇が食べたい。私が作る」「今夜だけはもうちょっとテレビ見たい」等の会話が日常的にある。つまり、何気ない日常会話の中からでも、委託された児童達が養育者と交渉しながら生活を組み立てていくことが可能な環境である。

2016(平成28)年の児童福祉法改正ではその第1条に「全て児童は、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、適切に養育されること」という理念が示された。児童の権利に関する条約は、国際連合が1989(平成元)年に採択し、日本は1994(平成6)年に批准した国際的な条約である。その内容として、児童が保護される等の受動的な権利の他に、意見表明権等の能動的権利(主体的権利)について示されている。つまり、代替養育においては、養育者の保護に置かれながらもそれは管理的な保護ではなく、児童が自分の生活を考えるべく機会を発達段階に応じて提供することが必要となる。

補 注

- 1) 家庭養育とは、里親・ファミリーホーム・養子縁組(特別養子縁組含む)を指す。2016(平成28)年児童福祉法改正の通知文(「児童福祉法等の一部を改正する法律の公布について(通知)」(雇児発0603第1号))にて、「保護者により虐待が行われているなど、家庭で適切な養育を受けられない場合に、現状では児童養護施設等の施設における養育が中心となっているが、家庭に近い環境での養育を推進するため、養子縁組や里親・ファミリーホームへの委託を一層進めることが重要である。このため、こうした場合には、家庭における養育環境と同様の養育環境において、継続的に養育されることが原則である旨を法律に明記する。」とされ、『家庭』とは、実父母や親族等を養育者とする環境を、『家庭における養育環境と同様の養育環境』とは、養子縁組による家庭、里親家庭、ファミリーホーム(小規模住居型児童養育事業)を、『良好な家庭的環境』とは、施設のうち小規模で家庭に近い環境(小規模グループケアやグループホーム等)を指すと示されている。
- 2) ファミリーホーム(小規模住居型児童養育事業)は、2008(平成20)年の児童福祉法改正時に、施設・里親に次ぐ第3の新しい養育の場としてスタートした代替養育の場である。里親を拡大した形で、一般住居にて定員5~6名で生活する。家庭養育に位置付けられているが、里親と異なる大きな点として、第2種社会福祉事業であり養育者の条件として里親か児童養護施設等での一定の経験が求められる。そのためファミリーホームの方が公的養育としての位置づけが高い。
- 3) 遠藤はアタッチメントについて、冒頭で「日本では、一般的に、長く『愛着』と訳されてきたということもあり、ただ、親と子どもの間でやりとりされる『愛情』のようなものとして理解されてきたところが少なからずあったのかも知れない。しかし、この言葉の元来の意味は、英語の『アタッチ』(attach)そのもの、つまりはくっつくということに他ならない。ただし、いつところかまわず、あるいは誰彼かまわずくっつくということではなく、私たち人が、恐れや不安などのネガティブな感情を経験した時に、身体的な意味でも、あるいは心理的な意味でも、狭く親という存在に限定されない、誰か特定

里親とファミリーホームの主な違い

	(養育) 里親	ファミリーホーム
社会福祉事業	・社会福祉事業ではない	・第2種社会福祉事業
委託数	・4名まで (実子がいる場合は6名まで)	・5～6名 (実子の人数は関係なし)
要件	・都道府県における研修を受講する 等	・養育里親経験2年以上で2名以上の養育経験や児童養護施設等の経験3年以上の経験が必要 等
養育者	・基本夫婦だが単身でもできる	・基本夫婦だが単身でもできる ・補助者を配置し、養育者・補助者合わせ3名以上での養育が行われる

の人にくっつきたいと強く欲する心理傾向、そして現にくっつきこうとする行動傾向を指して言う」と説明している。

- 4) 中舎制は1養育単位が13～19人である。小舎制は1養育単位が12名以下であり、同じ敷地内に独立したホームが並んでいるものや、マンションのように1ホームごとで独立した形のものがある。大舎制や中舎制の形態は、学校の昇降口のように同じ玄関を使用するが、小舎制は建物ごとに玄関がある場合が主である。そして、グループホームは、地域の中で一軒家を借りるなどしての生活となり、一般の家庭とほぼ同様の環境にて6名程で生活を行っている。なお、大舎制の施設は2012（平成24）年には50.4%まで減少している。
- 5) フォスタードリフトとは、里親委託された児童が不適応等を起こし、他の里親宅等を転々とすることをいう。なお、全国里親会によると、日本における里親家庭からの措置変更した児童数は平成28年度で381人である。里親の養育不調についての数字はないが、このなかに里親の不調や子どもの事情による措置変更が含まれている（全国里親会，2018）。
- 6) 「里親制度の運営について」(厚生労働省, 2002)によると、レスパイトケアについては、「都道府県知事は、里親から都道府県知事による再委託の措置（一時的な休息のための援助（レスパイト・ケア）の措置）の申出があった場合、又は里親の精神的・肉体的疲労度等から都道府県知事による再委託の措置（一時的な休息のための援助の措置）を必要と判断した場合には、児童の養育に配慮し、速やかに、委託児童を都道府県があらかじめ定めた乳児院、児童養護施設等又は他の里親に再委託する適切な対応を図ること」と示されている。

引用文献

- 遠藤利彦. (2018). 「アタッチメント理論から見る子どもの育ちと家庭」, 世界の児童と母性, 83, pp.7-11.
- 藤林武史. (2018). 「乳幼児の家庭養育原則と新しい社会的養育ビジョン」, 世界の児童と母

- 性, 83, pp.12-16.
- 福井充. (2017). 第3章 子どもの長期入所からの脱却をめざして－施設入退所に基づく家庭移行支援. 藤林武史編著『児童相談所改革と協働の道のり 子どもの権利を中心とした福岡市モデル』, 明石書店, pp.105-160.
- 外務省. (2010). 「児童の権利委員会第54回会期『条約第44条に基づき締約国から提出された報告の審査最終見解：日本』」.
- Human Rights Watch. (2014). 「夢が持てない－日本における社会的養護下の子どもたち」 <https://www.hrw.org/ja/report/2014/05/01/256544> (2019年12月12日閲覧).
- 飯浜浩. (2005). 第12講 施設養護と施設形態. 北川清一編著『児童福祉施設と実践方法－養護原理とソーシャルワーク』, 中央法規出版, pp.184-198.
- 伊藤嘉余子. (2017). 「平成28年度厚生労働省子ども・子育て支援推進調査研究事業 課題番号1『里親支援にかかる効果的な実践に関する調査研究事業』報告書」.
- 開原久代. (2012). 「家庭外ケア児童数および里親委託率等の国際比較研究」. 社会的養護における児童の特性別標準的ケアパッケージ『被虐待児を養育する里親家庭の民間の治療支援機関の研究 平成23年度総括・分担研究報告書』厚生労働省科学研究費補助金政策科学総合研究事業, p.20.
- 厚生労働省. (2009). 「国連総会採択決議64/142. 児童の代替的養護に関する指針 附属書『児童の代替的養護に関する指針』」.
- 厚生労働省. (2015). 「児童養護施設入所児童等調査結果(平成25年2月1日現在)」 <https://www.mhlw.go.jp/file/04-Houdouhappyou-11905000-Koyoukintoujidoukateikyoku-Kateifukushika/0000071184.pdf>, (2019年12月12日閲覧).
- 厚生労働省. (2016). 「児童福祉法の一部を改正する法律 新旧対照条文」 <https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11900000-Koyoukintoujidoukateikyoku/h28shinkyu.pdf>, (2019年12月24日閲覧).
- 厚生労働省. (2019a). 「社会的養育の推進に向けて(平成31年4月)」 <https://www.mhlw.go.jp/content/000503210.pdf>, (2019年12月12日閲覧).
- 厚生労働省. (2019b). 「平成30年度の児童相談所での児童虐待相談対応件数(速報値)」 <https://www.mhlw.go.jp/content/11901000/000533886.pdf>, (2019年12月12日閲覧).
- 黒川真咲. (2018). 「第3章 諸外国における里親制度の実態から考える」. 浅井春男・黒田邦夫編著『〈施設養護か里親制度か〉の対立軸を超えて』, 明石書店, pp.61-79.
- 増沢高. (2014). 「特集2－里親養育の社会化 養育のネットワークと里親－開かれ支えられる里親養育－」, 里親と子ども, 9, pp.80-85.
- 宮島清. (2017). 「第6章 里親支援体制の構築とソーシャルワーク」, 宮島清ら編『子どものための里親委託・養子縁組の支援』, 明石書店, pp.106-122.
- 友田明美. (2017). 「マルトリートメントに起因する愛着形成障害の脳科学的知見」, 予防精神医学, 2(1), pp.31-39.
- 山縣文治. (2007). 「第5節 社会的養護システム変革と児童養護施設の地域化・小規模化」, 山縣文治・林浩康編著『社会的養護の現状と近未来』, 明石書店, pp.96-112.
- 全国里親委託等推進委員会. (2016). 「里親家庭の全国実態調査報告」.